

アスリート委員会規程

(第1章 総則)

第1条 公益財団法人全日本柔道連盟（以下、「本連盟」という）定款第43条により設立する専門委員会である、アスリート委員会について定める。

(第2章 委員)

第2条 委員会は、10名から14名の原則として男女同数の委員で構成する。

第3条 委員となる資格は、本連盟に登録している者のうち、A強化選手又はB強化選手として指定された実績を有する者（以下「元・現強化選手」という。）及び形競技又は視覚障害柔道において優秀な実績を有する者とする。

2 委員に選出される元・現強化選手のうち半数以上の者は、委員選出の日から過去4年以内にA強化選手、B強化選手に該当したものから選任するものとし、そのうち男女各1名以上は現役選手とする。

第4条 委員は、自薦と他薦による候補者の中から選任される。アスリート委員会は、任期満了の4か月前までに6名の選考委員を選び、この6名で構成する選考委員会が次期アスリート委員を候補者の中から決定する。

2 選考委員会はアスリート委員4名（男女各2名）、外部委員1名、本連盟事務局員1名で構成する。

3 選考委員会は結成後速やかに、アスリート委員になる資格を持つ者に選考委員会の設置を周知する。

4 アスリート委員に自薦する者は、当期委員の任期満了の3か月前までに、選考委員会に対して書面で立候補を表明する。アスリート委員候補を他薦する者は、被推薦者の了解を得た上で選考委員会に対して書面で推薦する。

第5条 委員長、副委員長は、委員が互選し、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2 委員長はその選出後最初の本連盟評議員会に対し、本連盟理事として推薦される。

第6条 委員長は、委員会を代表し、委員会の会務を掌握する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 委員長および副委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がこれを代行する。

4 委員は、日常の活動に参加し、業務を処理する。

(第3章 委員会)

第7条 委員会は委員総数の過半数の出席で成立し、出席者の過半数でこれを決定する。

- 2 緊急を要する場合には、委員長がこれをEメールなど電子文書により議決に附して決定することができる。但しその場合には、次の委員会で委員長が報告しなければならない。

附則

- 1、この規程は平成26年10月16日から施行する。
- 2、この規程は平成29年12月31日から改正して施行する。
- 3、この規程に定めのない事項は、専門委員会規程の定めるところによる。